

市川市立美術館整備検討委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において（仮称）市立美術館のコンセプト等に関する意見交換を目的として開催する市川市立美術館整備検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) （仮称）市立美術館のコンセプトに関すること。
- (2) （仮称）市立美術館の機能と役割に関すること。
- (3) （仮称）市立美術館の立地に関すること。
- (4) （仮称）市立美術館の施設整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、（仮称）市立美術館のコンセプト等に関し必要な事項

(出席者)

第3条 委員会の出席者は、次に掲げる者とし、その合計人数は、おおむね6人とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 美術関係者で美術及び文化芸術の振興に資する活動を行っているもの。
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 市長は、必要と認めるときは、委員会を開催することができる。

3 市長は、委員会の出席者について、おおむね1年ごとに見直しを行うものとする。

(委員会の進行等)

第4条 委員会は、出席者の中から選ばれた座長が進行するものとする。

2 委員会の会議は、原則として、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 委員会に出席した者は、そこで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報償金)

第6条 市長は、委員会の出席者に報償金として日額9,100円を支給する。

(身分)

第7条 出席者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第8条 委員会の運営に関する事務は、文化国際部文化芸術課美術館構想室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。